

令和7年度 集団指導（福祉系在宅サービス事業）

実地検査における主な指摘事項等について

～短期入所生活介護～

東京都福祉局
指導監査部指導第一課
在宅サービス検査担当

実地検査の実施状況等について

1 検査の概要

在宅サービス事業（福祉系）には、「訪問介護」のほか、「通所介護」、「訪問入浴介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」などの事業があります。

在宅サービス事業に対する実地検査権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づいて実地検査を実施しています。

都の実地検査は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地検査の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

2 主な文書指摘事項

指摘の具体事項例

➤ 介護職員又は看護職員を適切に配置すること。

- ◇ 介護職員又は看護職員員数が常勤換算の方法で利用者の数が3名または、その端数を増すごとに1名以上となっていない。
(居宅条例第147条第1項第3号、居宅規則第31条第1項第3号)

➤ 生活相談員、機能訓練指導員を適切に配置すること。

- ◇ 生活相談員が常勤換算方法で、利用者の数が100名又はその端数を増すごとに1名以上配置されていない。
- ◇ 機能訓練指導員が1名以上配置されていない。
(居宅条例第147条第1項第2号・第5号、居宅規則第31条第1項第2号・第5号、居宅施行要領第3-8-1(2)・(4))

➤ 従業者の勤務の体制を定めること。

- ◇ 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者及び各職種との兼務関係等を勤務表上明確にしなければならないが、明確になっていない。
(居宅条例第167条(第103条第1項準用)、居宅要領第3-8-3(18)(第3-6-3(2)①準用)、居宅要領第3-8-3(18)イ)

指摘の具体事項例

➤ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと

- ◇ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならないが、記録が行われていなかった。
(居宅条例第155条第4項、第5項、居宅施行要領第3-8-3(5)③)

➤ 短期入所生活介護計画を適切に作成すること

- ◇ 相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない。
- ◇ 作成された計画について、利用者の同意を得たことが確認できない。
(居宅条例第155条第2項・156条第2項、予防条例144条第2項・第3項、居宅施行要領第3-8-3(5)①・(6)③、居宅施行要領第4-3-6(2)①・③)

➤ 1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清しきすること

- ◇ 1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならないが、行われていない事例が認められた。
(居宅条例第157条第2項、施行要領第3-8-3(7)②)

➤ 事故が発生した場合は、必要な措置を講じること

- ◇ 事故が発生した場合は、速やかに区市町村等への連絡を行うとともに、再発防止等の必要な措置を講じること。
(居宅条例第167条 (第39条第1項準用)、施行要領第3-8-3(18) (第3-1-3(30)③準用)

➤ 変更した事項について速やかに届出を行うこと

- ◇ 短期入所生活介護の居室を指定介護老人福祉施設の居室として使用しているが、都に変更の届出をしていない。
(介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第121条第1項第6号、第131条第1項第8号)

➤ 個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ること。

- ◇ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、事前に文書でその家族に同意を得ていない。
(居宅条例第167条 (第34条第3項準用))

指摘の具体事項例

▶ 看護体制加算（Ⅰ）を適切に算定すること

- ◇ 看護体制加算（Ⅰ）について、短期入所生活介護事業所として本体施設とは別に1名以上の常勤の看護師を配置していないにもかかわらず、算定している。
(厚告第19号別表の8の注11、厚労告第96号12イ、老企第40号第2の2(13)①)

▶ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を適切に算定すること

- ◇ ユニット型短期入所生活介護事業所において、夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定する場合に、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っていない。
(厚告第19号別表の8の口の注14、厚告第29号の1のハの(2))

▶ 緊急短期入所受入加算を適切に算定すること

- ◇ 担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急の必要性及び利用を認めていたかを記録上確認できない。
- ◇ 居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されているにもかかわらず、算定している。

(厚告第19号別表の8の注19、厚労告第94号の21)

▶ 機能訓練指導員の加算を適切に算定すること

- ◇ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していないにもかかわらず、専従の機能訓練指導員を配置している場合の加算を算定している。
(厚告第19号別表の8のイ及びロの注9、老企第40号第2の2(11))

【根拠法令等】（人員基準・運営基準関係）

- * 介護保険法
= 平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
- * 介護保険法施行規則
= 平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- * 老企第40号
= 平成12年3月8日老企第40号
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 厚告第19号
= 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

- * 厚告第29号
= 平成12年2月10日厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」
- * 厚労告第94号
= 平成27年3月23日厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」
- * 厚労告第95号
= 平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 厚労告第96号
= 平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 厚労告第127号
= 平成18年3月14日厚生労働省告示第127号
「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 居宅条例

= 平成24年10月11日東京都条例第111号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 居宅予防条例

= 平成24年10月11日東京都条例第112号

「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

* 居宅規則

= 平成24年10月11日東京都規則第141号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 居宅予防規則

= 平成24年10月11日東京都規則第142号

「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」

* 居宅施行要領

= 平成25年3月29日24福保高介第1882号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

整備すべき体制について（福祉系の在宅サービス事業）

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け
（運営規程で「虐待防止のための措置に関する事項」を定める）

厚生労働省のホームページにおいても、令和6年度介護報酬改定についてご案内しているページがあります。適宜ご確認ください。

厚生労働省HP内「令和6年度介護報酬改定について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(参考) 行政処分等の事例

- 1 令和3年度
通所介護事業所 指定の一部の効力の停止
(新規の利用者の受入れ停止9か月間)
行政処分理由 不正請求、虚偽報告
不正請求額 約1,300万円
(介護保険法第77条第1項第6号及び第7号該当)
- 2 令和3年度
訪問介護事業所 指定取消相当※
行政処分相当理由 運営基準違反、不正請求
居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為
不正請求額 約564万円
※措置前に廃止
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第11号該当)

- 3 令和4年度
訪問介護事業所 指定の全部の効力の停止
(現在及び新規の利用者の受入れ停止3か月間)
行政処分理由 人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告
不正請求額 約170万円
(介護保険法第77条第1項第5号、第6号及び第7号該当)
- 4 令和5年度
訪問介護事業所
監査結果に基づく不正内容 運営基準違反、不正請求、書類提出拒否
不正請求額 約1,760万円
※措置前に廃止
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号該当)